

令和元年度 西伊豆町教育委員会第5回定例会

- 1 開催日 令和元年8月16日（金） 13：30 ～： 14：10
- 2 場 所 西伊豆町保健センター 2階 会議室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員（職務代理）・鈴木秀輝委員・
眞野有吏委員
[事務局 高木光一]
- 4 欠席者 森本仁子委員
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和元年度第5回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和元年7月17日の令和元年度第4回定例会の議事録については、私と鈴木秀輝委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：今回の議事録署名委員ですが、眞野有吏委員にお願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか。

（眞野委員：了解）

教 育 長：それでは、第11号議案「西伊豆町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱の制定について」を議題といたします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第11号議案をご覧ください。「西伊豆町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱の制定について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでありまして、提案理由といたしましては、教職員の人事評価制度の改正に伴い相談及び意見の申出に関する事項を改正したいものです。今回の改正においては、本要綱全体の体裁も変更するため、一部改正ではなく新たに制定をしたいというものであります。変更内容等の詳細につきましては、教育長から説明をさせていただきます。

教 育 長：教職員人事評価制度というのは数年前から行われています。校長教頭については二次評価者が私になっておりまして、その結果、S、A、B、C、Dの5段階に分けて評価が行われます。そのうちのS、Aが付いた者については、勤勉手当に格差が生じてまいります。またC、Dという低い評価が付いた者については、それなりの格差がつけられて、場合によっては適任であるかどうかという審査まで行われるという大変厳しいものでありますけど、今年4月から実施している前期の評価は、9月に出ます。それについては一般教職員を含めての評価ということになります。一般教職員が

9月に出てきた評価において、S、A、B、C、Dいずれかの評価がつけられまして、それが期末勤勉手当に反映されるというような大変厳しい評価が行われます。したがってこれまでに、その評価について疑問であるという意見の申し出があった際には、それなりの規則というものがあつたわけですが、今回の改正によりまして、さらにまた細かくどのように対応するかということが示されるようになりました。それが今ご覧いただいているものです。この順を1つ1つ読んでいくのは大変時間がかかりますので、目で追っていただきたいと思います。教育委員さんにも、もしかしたらこの大変な仕事に首を突っ込んでもらうというような内容も含めておりますので、そのところを特にご覧いただきたいと思います。これについて雛形が、県教育委員会が行っているものがこちらに送られてきまして、各市町で考えることということでありますので、私の方で書き換えられる部分については書き換えまして、それがほかの規則などと整合性を持たせるように、西伊豆町の例規審査委員会にかけられて、その形になっているというような経過をたどっています。

鈴木委員：ようは校長に申し出て、それで納得できなかつたら、今度は教育委員会で審査するということか。

教 育 長：そういうことです。

鈴木委員：教育委員会の方で妥当でないといえれば校長でもう1回やり直すのか。妥当だと言えればそこで終わりなのか。

教 育 長：ここに載せている手順に従ってですね。

鈴木委員：申出書が出されて、審査会をやって妥当だということになれば、そのままなのか。

教 育 長：そうですね。それが妥当であるか、再評価の指導を要するのかのいずれかです。

鈴木委員：今まではやった記憶がない。

教 育 長：今まで例がないです。少なくとも町内では例がないです。

鈴木委員：給与や賞与に反映されるとなると、中には出てくる可能性もある。

教 育 長：そうですね。先生が児童生徒を評価するのも、相当大変な仕事ですが、先生が先生を評価するというのは、またとても大変なことだと思います。ある人物を見ても、良いところもあれば直したいところもあるというのが普通なのですが、直したいところがどれだけ大きくなるか、良い部分がどれだけ大きくなるか、これがかなり難しく、主観を除いての完璧な評価というのは、非常に難しいと思います。

山本委員：先生の評価は、子どもにとって良いか悪いかというのがすごく大事だと思う。そうすると、そうではないといわれた時に、例えば教育長などが見るのも大事ですが、親とか子どもの意見はどう取り入れたら良いのか。そこが大事だと思う。

教 育 長：子どもや保護者の意見。やはり調査会の中で調査するようになるかと思

います。まだ具体的には想定していません。

鈴木委員：子どもの意見を入れるのは、結構難しい問題。きつく指導する先生には反発するし、先生たちはそれなら怒らない方がいいということになる。

山本委員：難しいですね。

鈴木委員：だから、やさしい先生も必要だし怒る先生も必要。

教 育 長：今までの職員集団というのは、やさしく包み込むような方もいれば、そうではない憎まれ役になるような人がいて、そのような役割分担があったわけですが、憎まれ役を一身に背負っている方というのは結構厳しいかなというところは出てきますね。

鈴木委員：大きい学校だと生徒指導担当がその役をやって、担任が保護すればいいというような感じだが、私が田子中の時に、学年に2人しかいない。もう1人は保健の先生で保健の先生は絶対怒らない。だから担任と2人でA組は俺が怒る、B組は君が怒る、その代わり担任は自分たちのクラスをフォローする。それは相談してやっていた。

教 育 長：9月に評価が出たものについては、12月の勤勉手当に反映される。そして年度末の1月2月頃出た評価については、翌年の6月に反映されるという仕組みになっていますので、年度末の1月2月に高い評価であったとしても、3月で退職ということになるとその評価がいきないというような問題も抱えてはおります。

山本委員：その評価が出たものは本人に見せるわけではないのか。

教 育 長：そうです。本人に見せます。見せるタイミングも県教委へと提出して、県教委からフィードバックされます。それを本人に見せるということがフローチャートを見ても、手順になりますけど、県教委がフィードバックしたものをいきなり本人に見せるというより、面談をしながら今回はこのような評価でと言った方が、やはりトラブルは少なくなるように思います。各学校の校長先生にはお互いに意思疎通ができるような方法でやってくださいとお願いをしています。

鈴木委員：評価が始まった頃、給料にも反映されてないからふざけた先生がいて、A、B、C、A、B、C、って書いた先生がいたり、オールSで書いてくる先生がいたりして、自分が教頭の時に見て、校長先生に出す前に、ちょっとこれはどうなんですか、本当にこれでいいんですかと聞き返したりした。

教 育 長：試行期間を経た上でのこれですから、様々な問題を解決しながらここまでできたということになります。

山本委員：でも民間企業なんて前からやっている。必ずボーナスの前の決まった時に本人を呼んで。励みになると良い。

教 育 長：そうですね。励みになってくれれば、というところですよ。

鈴木委員：部活とかはいらないからよかったと思う。部活を持っている人はもっと多くなる。この中で審査会に教育委員が入っているが、教育委員全員な

のかそれとも教育委員から何人か出すのか。

教 育 長：最終的に多数決で決するということがどこかにあったかと思います。そのこのところは事務局職員と教育委員、人数は適度な人数というところで教育委員全員に声をかけさせてもらえればと思っています。なかなか制度の有り様から理解していただくことになるので、相当な作業量になります。問題が出てこないことを祈りながらということになります。

山本委員：今では校長先生が更衣室にカメラを隠したり、いろいろなことがある。

教 育 長：そうですね。一般教職員については今年度前半だけでも何件か出てきて、わいせつ行為なんかということで。校長会が緊急に招集されたりしています。

山本委員：今まで考えられなかったようなことが出ている。

教 育 長：それでは特にならうでしたら、第11号議案「西伊豆町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

全員挙手です。ありがとうございます。

第11号議案につきましては可決されました。次に第12号議案、「西伊豆町立学校教職員の人事評価制度における教職員 人事評価審査会要綱の制定について」を議題といたします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第12号議案をご覧ください。「西伊豆町立学校教職員の人事評価制度における教職員人事評価審査会要綱の制定について」ですが、前議案同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでありまして、提案理由といたしましては、西伊豆町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱の制定に伴い、教職員人事評価審査会の実施方法を定めるため、要綱を制定したいものであります。補足説明の方は教育長のほうからお願いします。

教 育 長：審査会については申出があつて審査会を開く際に、それをどう具体的に進めるかということが、ご覧いただいている要領です。この審査会の委員について県から示された様式には、県教育委員会というのは大変大きな組織で、例えばその中に教育総務課長、義務教育課長、高校教育課長、特別支援等の関係の課長が審査会の構成メンバーにあたるわけですけど、西伊豆町教育委員会は、このとおりの組織でありまして、そして教育委員会の事務局職員が教職員の評価にかかわるということは、難しい問題を含んでいますので、ここのところは教育委員にお願いしたいというような計画でございます。教育委員も大変なことでありますけど、守秘義務がありますので、皆さんにお願いしていくしか方法はないのかと思います。先程の議案と一対にお考えいただければと思います。よろしいで

しょうか。無いようでしたら、第12号議案「西伊豆町立学校教職員の人事評価制度における教職員人事評価審査会要領の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第12号議案については可決されました。次に、「令和元年度第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」は、議会審議前の重要案件も含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、同規則の第10条第1項により、第13号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第13号議案「令和元年度第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第13号議案については原案のとおり承認といたします。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして令和元年度第5回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。